

三者のためにそういう権利が侵害され
るということになると、これは気の毒
だと思ふので、公正証書によつてもい
んじやないかということなんです。

○吉田説明員 ただいまのお話でござ
います。不動産の場合でございま
す。不動産上の権利としては、登記を
してない第三者に対抗できない。従
いまして、その場合に公正証書を持
ておいて、税務署の差し押えに
は理論上は対抗できないわけです。一
般の強制執行の場合におきましても、
登記がされておらなければやむを得な
いことになると思ひます。実際はそう
いう場合に運用上どうするかという問
題がおっしゃった点であるかと思ひま
す。たとえば買戻し権付の財産のほ
かに十分な財産がある場合に、登記が
ないからといって先にそれを売らず
に、他のものを売れば十分まかなえる
という場合には、やはり今度の改正法
の精神から申しますれば、対抗力がな
いだけで一種の権利は持つておるわけ
でありますから、そういう意味では、
その精神を生かして、他の財産にか
かって、他の財産で満足を受くべきも
のかと思ひますが、法律上は、対抗力
がないために、差し押え、公売を執行
されても、この場合には買戻し権者
はどうにもならない。動産の場合で
ございまして、買戻し権があつても、
売られてしまえば行使できないという
面もございまして、不動産の場合、こ
の法律の五十条に「第三者の権利の目
的となつている財産の差押換」という
規定がございまして、これは「質権、抵
当権、先取特権(第十九条第一項各号
又は第二十条第一項各号に掲げる先取
特権に限る。留置権、賃借権その他第

三者の権利の目的となつてい
る財産が
差し押えられた場合には、その第三
者は、税務署長に對し、滞納者が他
に換
価の容易な財産で他の第三者の権利
の目的となつていないものを有し、か
つ、その財産によりその滞納者の国税
の全額を徴収することができるときを
理由として、その財産の公売公告の日
までに、その差押換を請求することが
できる。」とあります。この差押換、
つまりだれが第三者の権利の目的と
なつてい
る財産が差し押えられま
し、いよいよ公売ということになりま
したならば、公売公告の日までにその
第三者が税務署に出かけて参りまし
て、ほかに財産があるのだから自分の
ものは保全してくれといった場合に
は、差押換の請求をする。差押換の請
求をいたしますと、税務署長は差押換
をすることができ、従来は差押換とい
うのは法律上できなかったわけであ
りますが、今度はできるようになりま
した。請求してもなおかつ差押換を
しないという場合には、一定の期間が
経過いたしましたら、申し立てをしてか
ら二ヵ月以内は公売をいたします。差
押換もしない。しかも申し立てた財産
も差し押えもしないでほつておくと
うときには、どうしてもそれを解除し
なければいかぬということにするとい
うような考え方、その前に、四十九
条には、一般的に精神といたしまして
「徴収職員は、滞納者の財産を差し押
え、滞納に當つては、滞納処分執行に支
障がない限り、その財産につき第三
者が有する権利を害さないように努め
なければならぬ。」この精神から申し
まして、今対抗要件がない権利であつ
ても、他に財産があつてみすみすその

権利が侵害されないでも済む場合に
は、税務署は当然そういう措置をとつ
て保護すべきものと思ふわけであり
ます。

○田万小委員 よくわかりました。と
ころで、くだいようですが、四十九
条の「徴収職員は、滞納者の財産を差
し押え、滞納に當つては、滞納処分
の執行に支障がない限り、その財産
につき第三者が有する権利を害さな
いように努めなければならぬ。」文言
ははっきりしてゐる。今の買戻し
の場合です。滞納処分執行に支障が
ない限り、滞納者の財産を差し押
え、登記がない場合でも、何とかこ
れは保護してやろうということに解
釈してもいいわけですか。

○吉田説明員 正確に申しますと対抗
力のない権利というものはちよつと問
題でございまして、権利であることは
確定でございまして、そういう意味で
は、当然この四十九条も精神としては
適用があると申さると思ひます。

○田万小委員 實際問題をお尋ねしま
すが、買戻し付の売買契約の場合、
今例示したような、買受人が国税滞
納者である、そして買戻し権を持
つておつた人間にいろいろ支障を来
したというやうな事例が過去にあつた
しょうか、なかつたでしょうか。今こ
ういうことを突然お尋ねすると、そ
ういふところまであなたの方で調べ
ていただかぬかも知れません。私の質
問したのはちよつと無理かも知れな
いけれども、わかつておればおしや
うございまして、わからなければ調
べてからでもけっこうです。

○吉田説明員 ただいまその例を調べ
たものはないでございまして、ので、
ちよつとお答えしかねます。

○田万小委員 今度の国税徴収法案
は、大体三十年前のものと比較する
ときには、画期的な改正案だと私は思
ひます。なおいろいろな角度から検討
してみたいと思ふのですが、何分にも
国会が非常に忙しい関係で、事が専門
的な法律問題ばかりで、十分調査も
行き届いておりません。先般の小
委員会でも局長並びに係の課長さん
から御答弁願ひました。労働者の賃
金の問題です。これは審議会でも問
題になつたというのを承つておりま
す。先般フランスの税の徴収法の書
類をちよつと私拝見したのですが、フ
ランスでは、労働者の一般の先取特
権、賃金は国税に優先するというふう
な法制になつておるようでありま
すが、何とかして労働者の賃金を
国税と同じような保護をするという
立場で、政府も考へていただきた
いと思ひます。これに對して将来
どういふ考へを持つておいでにな
るかどうかという点について、局
長にお答えを願ひたいと思ひま
す。

○原政府委員 そういふ方向での考
え方には、私も同じ考へ方をいたし
ております。いたしてはおりますが
、今回滞納者が負つてゐる賃金債
務じゃなくて、滞納者の持つてゐる
賃金債権については、この間申し上
げましたように、かなり実情に合つた
ものを考へる。滞納者が負つてゐる
賃金債権、滞納者に対する債権者につ
いて考へるというお話で、私も、そ
ういふ場合も同じ角度の腰がまが
るのじゃないかというところは、気持
の底に持つております。先般申し上
げましたように、一般の關係におい
て、いろいろな議論される向きもあ
ると思ひます。そういう際に私ども
も一緒に検討いたします。それに順
応して措置をするということは、将
来どういふかまえてやつて参りたい
と思ひます。

○田万小委員 今のお話では、大抵私
どもの考へておる線のことについて同
感であるというお答えであつたよう
に理解するわけですか。これは法律上
の問題ですが、現行法のもとにおい
ては、一般の労働者の賃金、これは
国税に優先しては取れない。民法の
改正をやらなければいけないという
結論になるわけですが、今後われ
われはこの問題と取り組んで一つ勉
強したいと思ひ、局長からその点
お答えを願ひたい。

○原政府委員 現行法では、おし
ゃる通り、賃金債権は通常の場合も
国税は別納にすることだと思ひます。
ごくまれな場合を考えれば、たま
った賃金債権について何か担保を
取るというやうなことがあつて、
国税の納付の後で、そのあとに
きた国税に勝つというやうな稀有
な例はあるかも知れませんが、常識
的に賃金債権がそういう担保を持
つていふことはおそろくないで
しょうし、實際問題としておし
やることに現行法ではならざる
を得ないと思ひます。

○田万小委員 岸内閣は経済基盤の
強化とか體質改善とかいふので
すが、先般問題になつた下請賃金
の問題について、これも審議会
で問題になつたと思ひます。経済
基盤の強化といふことは、やはり
中小企業者の生活を保障してや
るというやうな、経営の健全化を
保障してやるというところに、
體質の改善も経済基盤の強化もあ
る。そういう点

からいって、下請賃金の国税滞納関係における保障、労働者の賃金の保障、これは重大な問題であるのです。今度のこの国税徴収法の中には、これは繰り込まれておられないことを私は非常に遺憾に思うのですが、将来ぜひ早いところでお互いに——これは政府だけにまかしておくものではない、われわれ国会議員も協力してやらなければならぬ問題ですが、政府の方でお一つ考えていただきたい。私は法制化の問題を考えていただきたいという考えを持っておるのです。これに御協力していただけるものなりと私は信じておるが、その点について局長の答弁をお願いしたいと思うのです。

○原政府委員 承知いたしました。そういう強い御要望があったということ、本件を扱う担当の省は法務省あたりが中心だと思いますが、よく伝えまします。もちろんその際、税との関係だけでなく、ほかの一般私債権との関係、特に今お話しになった下請先に払うべき金というあたりも入ってくる、かなりいろいろな複雑な問題も起ると思えます。そういう強い御要望があった、私どもも一緒に検討したいということ、申し入れることを私はいたそうと思ひます。

○田万小委員 きょうはこの程度で、私はあとは質問を留保しておきたいと存じます。

○山本小委員 奥村君。

○奥村小委員 国税徴収法の今度の全文改正については、実は先ほどの田万委員のお話のように、私どもも実は当委員会にかかっておる法案があまり多いので、十分目を通すひまがないので、十分な質疑はできないのは残念で

す。しかし、一通り目を通してみまするに、申告納税制度にかわって徴収制度が一新されなければならぬという多量の懸案が、今回の全文改正ではほぼ実現し、差し押え、公売その他の処分なども非常に明快に規定されておいて、私は大へんけっこうだと思ひます。ただ一点だけ懸念はありますが、ただ一点だけ懸念されることをお尋ねします。それは、この三十二条以降の第二次納税義務者に対する徴収の規定は、まことに明快に書いてあります。これは私は時間があれば現行法と読み合せてみたかったのですが、時間がなくて読み合せてみておりません。そこでお尋ねしたいのは、三十五条の同族会社の構成員に対する第二次納税義務に、非常に明確に書かれておるのです。現行法と比べると——現行法を私は読んでおらぬので大へん恐縮ですが、これだけは相当きつく書かれていのように思ひますが、現行法もこのくらいに書いてあるのですか。あるいは、そうじゃなしに、新たにこの規定を今度の全文改正の際に入れられようとするのですか。

○吉国説明員 この規定の旧法は四六にございまして、このおまな変更しました点は、実は一番はつきりしておりますのは、現在の三十五條の「その有する当該会社の株式又は出資（当該滞納に係る国税の法定納期限の一年前までに取得したものを除く。）」ですから、この取得が、たとえば滞納者が支配権を獲得した時期が問題となっており、国税の法定納期限の一年前以降に取得したものに限るということにやりますと、株式を取得してから、

ずっと後になって発生した滞納までも問題にしてしまうことになり、そのので、制限はしておりますが、その前の条文でございまして、これは二年になっております。ですから、一年だけ短縮をいたしまして、それだけ制限をしたわけでございます。むしろやわらかくなったということになるわけでございます。

○奥村小委員 私の質疑は終了いたしました。

○山本小委員 此の際お語りいたします。両法律案に対する質疑はおおむね尽されたと思ひますので、これにて両法律案に対する本委員会における質疑はこれを終了したいと存じますが、御異議はありますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○山本小委員 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○山本小委員 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○山本小委員 次に、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案を議題として質疑を続行いたします。奥村又十郎君。

○奥村小委員 私は酒税法改正案について若干のお尋ねをいたしたいと思ひます。今回の酒税法改正案は、まず政府は、現行の酒類に対するマル公の制度を近く廃止するということを前提に

して、その廃止後の取引その他に對照するために、この改正を留意しておる、こういうわけでありまして、しかし、それなら一体マル公をいつどのような条件ではずすのかということが、一番の問題になるかと思ひます。マル公を廃止するということについてはいろいろ議論があります。なるべくなら廃止するのでもいいと思ひますが、しかし、たとえば清酒で申しますと、清酒を作るための原料の米、あるいは原料アルコール、こういうものは現に政府の統制がありまして価格がきまつておる。税額もきまつておる。やはり原料や酒税がきまつておるとすれば、結局それでできた清酒も——あるいはイモなんかも指示価格制度なんかがあつて、これも大体きまつておる。こういう原料がきまつておれば、マル公もきめらるべきものでありますから、私は、やはり米の統制でもはずれる、アルコールの価格も変るといふふうなことまでくれば、それは別ですが、単にマル公が物価統制令に基くものであるからはずさなければいかぬ、という単純な議論ではいかぬと思ひます。そういう意味からいまして、政府がこの酒類のマル公を廃止しようということについてのその理由を一つ聞かしていただきたい。米の統制ということは今までずっとあることです。アルコールの価格も昔からきまつておるので、マル公を廃止するような情勢というのはなさそうに思ひます。今になって急にそれを言い出すというのはおかしい、こういうことですから、そこをよくわかるように御説明をお願いいたします。

○原政府委員 一番基本的な点でございまして酒類のマル公の問題は、概して

申しますと、いわばあまりにも時代がそういうものの存在を不適当とするような時代になってきたということでございます。もう御案内の通り、マル公は、戦争以来、いろいろなインフレ的な条件で物価が上がる、それでは国民経済は持たぬというので、物価を安定させる線では消費者の利益も守るというような意味でございましたものであります。が、今やもう経済は、そういう金が多て物が少いという時代ではなくて、逆に物が多て金の方が少いというような状態も随所に出るようなことになって参つた。お酒につきましても、マル公というのは、本来これ以上高くしてはいけないという、びたりそこで頭を押えるという制度であるはずのものが、実際にはだれもこれより高く売のをじゃまされておるというのではなくて、いわばこれが一つの指標のようになっておる。これをくずして売らないようにというかけ声のよりどころになっておるといふようなわけでありまして、考えてみれば、まことに何かしな作用であります。これより高く売つてはいけないというものは、これより安く売つてはいけないというものの、何といひますか、かりのワケになつておる。しかし、法律的に考えてみると、だれでも、これより安く売つて一向差しかえない価格でありますから、そういう法律的な意味においては、全然意味のないような状態にもなつておることでありまして、これは、なおそれに加えて、やはり消費者側からいへば、供給がふえるに従つてだんだん競争が行われ、それによる合理化の利益を自分たちも受けたというふうな意味もありまし

製造メーカーとみなすという従来の場合に、すでにいろいろトラブルが起つた、私はそういう陳情を受けて研究してみたのですが、それは零細業者に作らしてある場合には、何しろ金融に非常に困って、銀行へ行ってもとても貸してもらえないし、それから政府の作っておる金融機関といえども、零細業者の何十分の一にも手が届かない。そこで、御屋さんといいますが、そういう方で金融面でいろいろ困ったときにめんどろを見るときは、自分が物品税を納めるのだと思つて書類を整理しておつたところが、税務署からやつてきて、そうしていろいろ調べた結果、お前のところはメーカーじゃないんだ、この場合は物品税法の第六条第四項というので、これはあなたのところに金を融通しておる御屋さんがメーカーであると云われる。これがたびたび起るといふんですね。それで非常に困る、こういう訴えを聞いておつたので、質問をいたしたのであります。これは、私はそのときも申し上げましたけれども、昨年でありましたか、通産大臣に、零細業者、中小企業対策の一環としてこれらの金融をどういうふうにして見ていくかと言つたときに、やつぱり昔やつておつたように、御屋さんにできるだけ金融のめんどろを見させることが望ましいので、そういうふうにいきたいという答弁でありました。私とそのとき質問したのは、政府が金融するというのは原則的に私は反対だと、かねて申し上げておるのであります、全部に金融できればよろしいけれども、血の出るような競争をしておる業者のうちのある一部分のみにだ

け政府がきわめて有利なる条件で金融をするというところは、それと競争の立場に立つておる業者にとつてはマイナスの影響を与える、だから、いいことをしておるつもりで政府はいろいろ金融を講ずるけれども、金融を受けた人はいくらでも、受けられない人にとつてはかえつて自分の競争相手が有利な条件になつたためにマイナスの影響を受けるのだ、だから好ましくないといふことを、そのときも申し上げた。やはり全部に金融するような方式が立てられない限りは、なるべく政府はそういうある特定のものに恩恵を与えるような結果になることはやめた方がよろしいという意見を申し上げたときに、通産大臣から、昔よくあつたように、御屋さんに金融させるということを進めていきたいという答弁でありました。実際ごく零細業者はそういう意味で非常に助かつておるので、それがこのトラブルのもとになつてくることは困るというところを質問いたしたとき、国税庁の関税部長でありましたか、それはそういうふうなのは別に対象にしていないのだ、むしろ原料あるいは資金とかいうものを、全面的にというか、やつておる場合に当てはまるのであつて、従来の委託者というものの、そういうただとき金金の融通をしたとか前金を渡したとかいうようなものは適用しないのだ、という答えであつたと思うのですが、そう解釈してよろしいですか。

○泉説明員 私我先般お答えいたしましたのは、製造業者に對して問屋の方から資金を融通している場合に、その資金が前渡金という形をとっている場合には、この法律でいう資金の供給として扱つておりません。ここで資金の供給といつております場合は、原材料の購入、それから資金の支払い等、製造に直接必要な資金の大部分を提供しているという場合に限つておりますといふことを申し上げたわけでござい

○山本(勝)小委員 大部分といふのですが、原料を買いだめしても買えない、とにかく困つたから融通してくれといふので、融通したときに、その融通した製品については、その融通したメーカーを委託者と見て、メーカーとみなすといふことになるのでしようか。あるいはその業者が主としてその人の資金で原料を買つておるといふ場合であつて、たまに原料を全部融通を受けた金で買つても、たまにそういうことがあつても、必ずしもメーカーと認めないのか。

○原政府委員 問題が新しい六条三項の改正の本旨にも関係いたしますし、また従来の四項の何が一番の本体のねらいかといふ点に關しますので、私から一言申し上げたいと思つた。従来規定も、また今回の改正も、その骨格とするとこれは、経済上の実体的な製造者として世の中に存在するのとはちからかといふ点を見ようといふことであります。今回の改正は、特に物品税につきましても全面的な見地で検討する。しかも、その検討の一つの大きな筋として、零細企業といふものが非常にこれで苦しんでいるという面を十分考えなければならぬといふことが、大きな筋であるわけでありまして、それで、本件に關係しますいわゆる下請的な企業の場合には、いつもこの下請業者は物品税といふものは転嫁ができないといふような形で苦情が出る面であり

ます。従いまして、今般も、本条の改正のほか、ある種の品物につきましても、製造課税を廃して小売課税に持つていくといふような工夫もいたす。また、零細な下請業といふものは、手工業的なものについては、税率あるいは政令事項であります、課税最低限でもいろいろ考えなければならぬといふような、全面的な着意を持つておるわけでございます。ちょうど、この場合は、従来ありました原料、労務、資金等を供給して製造を委託するものが、今申しましたような、結局製造しているのはほんの下請であつて、それは親元メーカーが自分も作つておる、下請にも作らせておるというような場合が多いわけですね。そうして、全体としては自分が作つたものとして、世の中にはどこどこに製品だといつて出しているわけですね。そういうような場合には、今申しましたような意味で、下請にどうしても税金を納めてくれといふと、かなりその圧迫に苦しむといふようなことがあるので、そういう場合はむしろ親企業の方に課税した方がよろしいという判断に立つておるわけでありまして。従いまして、今お話しした資金や何かを供給するといふ程度も、経済社会における実体的な判断において、その商品は親企業で作つておるのだといふふうに見られておるといふことが判断して、これを適用するといふことになるかと思つた。私申し上げておるのは、物理的に裏長屋で作つておるが、そこが製造所だといふのではなしに、経済的な実体において、世の中には、どこどこに製品として出ているといふことだろうと思つた。これは、そう

たいなものではないかというような感覚、世の中では親企業の方が製造しておるというふうに見ておる。実際経済の実体はそうである。そういう場合にこれを適用いたしますというのを問税部長は申し、こう御理解いただきたいと思います。

○山本(勝)小委員 下請といいますが、零細業者に対しての物品税の圧力を除きたい、緩和したいという零細業者の利益のために出されたというふうなお話であります。そうだろうと思いますが、ただ経済というものは非常に複雑でありますから、その目的はそこにあるにしても、逆効果を持つ場合があるのです。たとえば金利は安い方が借り手にいいと思って安くきめてやると、貸す者がなくなつて、かえつて借りる者は困る。いろいろな労賃の債権の問題でも、銀行よりも債権を優先させるというのに対して、金を企業に貸す者がなくなつてきて、かえつて賃金を得ている労働者にも不利になるという答弁が大蔵当局からありますが、これなども、目的が結果と合うかどうか。結果が一番大切ですから、そういう意味で、この法案が果して零細業者を救うか、零細業者にとって利益になるか、不利益になるか、こういう点で私は非常に疑問を持っておるので伺いたい。これまであったところの条文では、委託者、委託という意味は一体どういうものかという点に、トラブルのもとがあったと思う。はつきりと賃金をどれだけ出しておれば——一文でも出しておればというならばまだはつきりますが、それは実情に沿わない。だから、その下請業者が大体自分でやっておるのだけれども、困ったときに融

通を受けているというふうなときには、下請業者が自分で独立してやっただが、これはメーカーと認むべきだということであると思います。ところが、それが税務署ごとに判定が違つてきて、いろいろアンバランスを生じやしないかという質問をいたしましたときに、国税庁の先般の答弁では、確かにそういうおそれもあるもので、何とかわれわれこの点は税務署ごとに扱いが違わないように、十分気を付けてやるつもりだということを言っておられました。つまり、これは、実際に作っている者と、委託者あるいは生産を頼んだ者、命じた者との実情、結びつき具合というものは、具体的に検討しなければいかにどうと言えないために、そこにもむずかしい問題が起るのだと思います。それで、まあ今度新しく入れるという「自己ノモノ商標ヲ表示スベキコトヲ指示シテ」「製造セシムルモノ」という点であります。この間も質問したけれども、どうもはつきりしない点がある。それは、自己のみの商標というものは、この間聞きましたのは、そのメーカーが、小さい零細メーカーがある甲という会社のマークのものを作る、しかし乙のマークのものも作るという場合には、これには当てはまらないんだ、しかしもうほとんど全部やっておつて、ごくわずかだけそのマークをつけた、こういうふうな場合にはこれは実際を見て決定するはかばかしいという答弁でありました。ここに一体どれくらいおきかるときに「自己ノモノ」ということにするのかというのを承わっておきたいと思うのですが、どれくらい、何割くらい作っておれば……

○吉国説明員 ただいまのお尋ねでございますが、「自己ノモノ商標ヲ表示スベキコトヲ指示シテ」「製造セシムルモノ」ということでございまして、たとえば、この物品についてこういうものを作れ、それにはおれの商標だけつけろ、お前の商標はつけちゃいかぬ。つまり、製造を命じた方が、自分の製品としての形で作れということを経営したものでございまして、何割とかなんとかいう問題ではなくて、この製造するものそのものは、製造した者の製造物品と見るといふ趣旨であります。

○山本(勝)小委員 しかし、この間の国税庁の答弁ではそうじゃなかったでしよう。こういうふうなこの間答弁した。速記録によりますと、「製品を全部とすることになります」と、ほんの何パーセントかをよそに供給することにやめて免れるということも考えられるわけでございます。これは、お話のように、法律で規制することはなかなか私は困難なのではないかとおもうのでございまして、やはりその業態々々、それと販売業者と製造業者との間の結びつきを十分確かめてやっていくということがあるのではないかとおもう。と、こういうのであります。あるメーカーに自己のみのものを作れ、その同じ品物はほかのものを売っちゃいかぬ、その品物じゃないけれども、その品物と同じ形の同じ品質のものは、これは私の方だけで、よそへ売ってはいけないうるときに、自己のみの商標をつけよというので命じたのであって、それを売ったものはその人に売ったに違いないが、同じものをほかのところへも売っておるという場合には、これに当てはまらないんだということ

ことでしたね。そうじゃないんですか。

○泉説明員 先般私がお答えいたしましたのは、山本委員から、「原料、労務、資金等ヲ供給シテ」という現行法の場合の御質疑がございまして、そのときに、ある業態は全部六条四項を適用するとかというふうなことを、何か法律で定めたらどうかとか、あるいはこの「原料、労務、資金」というものを、全部要件がなければ現行法の六条四項の適用がない——新しい改正法で言えば六条三項になります。適用がない、そういうふうにしたらどうかというお話でございまして、現行法の御説明を申し上げたので、今度の変る「自己ノモノ商標ヲ表示スベキコトヲ指示シテ」云々の問題ではなかったわけでございますので、その点どうぞ……

○山本(勝)小委員 それは間税部長さん違つてしやう。こういうふうにご答えておるのです。「販売業者が自己の商標だけをその製品につけるといふことを指示してメーカーに製造させる、こういう場合もこの六条四項の適用を受ける場合に該当せよ」というわけでございます。問題は、この自己のみの商標という場合ですね。文字通り自己のみでございまして、多少でも他の商標のものを作つておれば、六条四項の適用にはならないことになるわけでありまして。販売業者が自分のところの商標だけをそのメーカーに作らせておるといふことになりまして、やはりそういう販売業者に課税した方が課税がうまくいくのではないかとおもうことを考へて、このような改正をお願いしておりますのでございまして。」というので、これ

ははつきり、その作っておるメーカーに対して、自分のところの商標のみのものを作れ——よそのものの商標をつけた場合は、これは自己のみのものということにならぬというこの答弁は、そういうふうな受け取れないでしやう。

○原政府委員 これは私統一して申し上げますが、「自己ノモノ」というのは、ある一つの商品、ラジオならラジオとしましやうか。そのラジオにナショナルと書いてある、そのほかに、まあ原製作所と書いてあるというものは、「自己ノモノ」にならないのです。そのナショナルがナショナルだけで、あとは何も書いてないというものがそちらなんです。ですから、その下請業者が、ナショナルのラジオを作ると一緒に、別に自転車を作っている——自転車は課税物件じゃないですが、ほかの課税物件を作っているという場合、それはそれで下請業者のレッテルを入れて売っているというふうな場合には、ラジオはその下請業者の売り上げの一部である、ほかに売っているものがあるという場合は、やはりそのラジオの方だけは、これはこの親企業の方で課税するということになるわけです。

○山本(勝)小委員 そこが疑問のあるところ、つまり自己のみの商標を指定して製造を命じたという場合に、二つの場合があるでしやう。この場合には、たとえばタンスならタンスを三越で納めさせた、それは三越のマークをつけてある、しかし同じタンスを高島屋なら高島屋のマークで売る、こういう場合は、これは「自己ノモノ商標ヲ表示スベキコトヲ指示シテ」じゃないから、かりに命令して作らした場合でもそれには当てはまらない、この間のこの文句は大体そういうふう

になっている。ところが、今主税局長のは、私はそれはあとから聞こうと思つてたが、そうじゃない。その品物自身にマークが二つついておるか一つだけついておるかという場合をさすというのですか。ここに疑問があるわけでしょう。それで、これはメーカーとの結びつきという問題ですが、それはその品物だけからいえば、これはもう注文して買った人が、一つ買つてもその一つだけの物品税は——たつた一つ買つても、注文して作らしたら、作らした者が今度はメーカーと認めて、所轄税務署に届け出てやらなければならぬということになる。そうでしょう、マークをつけさせた場合は、しかし、そうじゃなくて、そのメーカーが、自分で、しかも原則として自分の原料で、そうして損得一切は自分が責任を持つて独立企業者としてやつておる場合、ほかの言葉で申しますと、下請工場ではない、決して親会社の命令で企業を営んでおるのではない、りっぱに独立した企業者である場合に、これを独立メーカーと認めないで、そしてその品物を注文したものがメーカーだというのは、実際上私は非常におかしな点が出てくると思うのです。そこで、確かに「自己ノミノ」というのは二通りの解釈ができる。そこをはっきりしておかぬと、一つ品物に二つマークがついておればというのか、そうじゃない、ある企業者がその専属工場に似たような、実際は労働だけしておるのであつても資金からデザインから何から、これの言う通りただ作っておるだけだという場合には、確かにこれを私はメーカーだというのは一応筋が立つと思う。しかし、こちらが、

いやしくも自分が独立したメーカーだという自覚の上にやつておる場合は、どうもこれをメーカーだというのはおかしいじゃないか。少くとも今言った主税局長との間の国税局との間にも、「自己ノミノ」というので食い違いのあることは、私は否定できないと思うので、これはそういう疑問が起る。しかし、その食い違いを責めるのが目的じゃないのですから、そこで、今主税局長の言うように、ある品物にマークを二つつけておつたときは、「自己ノミノ」とはいわない、こう仮定します。そうすると、そのマークというのは一体どういふのをマークというのか。たとえばNHあるいは山本勝市というYKというマークを、どこか品物のうしろへつけておく。これは、そのほかに三越なら三越、東芝なら東芝のマークをつけておつたら、これはYK製造と書いてあつてもいい。それで東芝なら東芝は、ただ東芝ということだけ、このときは二つついておるから、この適用を受けないのかどうか、こういう問題であります。なぜこういうことを言うかといふと、小さな町工場としては、腕はいいけれども世間の信用がない。そこで、芝浦なら芝浦、あるいは三越なら三越、そういうところの信用保証、消費者に対しては製造と書いてない。しかしマークをつけた以上は保証しておるのだ、悪かつたら持つてくれれば取りかえる、この協力関係、一方は世間にある信用で保証しておる、一方は信用はないのだけれども腕があるという、これがうまく結合して、そして生産が行われ、経済界がとかく運転しておるといふ場合に、その信用のあまりない人の名前をはき

り書くとき度は売れないというのですよ、芝浦と書いてあつても、ああ、あれが作ったのかということでは売れない。そこで、そのときに、たとえばNKくらのところならだれやらわからぬから、マークには違ひないけれども、それくらい書いておるなら、芝浦というのとNKとやつておつても、大した零細業者との結びつき、経済界の結びつきを切つてしまふような弊害は起らずに済むだろう。ですから、マークというものがはっきりと、メーカーの住所、何の何がしとわからなければならぬようなマークをつけさせるといふことになる、かえつて助けようと思つてゐる相手を苦しめるような結果になる。これはやはり痛切なる陳情が来ておるのです。そこで、主税局長の言うように、二つのマークがついておるときはこれは適用しないというのになつて、今度はマークというのの一体どの程度のものをマークといふのか、これはどうですか。

○吉田説明員 山本先生なかなかむずかしいところをお尋ねになつたわけでありましたが、ただいまのお話で、一つは「自己ノミノ」といふのは製造をさした人間だけ、そのほかには製造をさしたおればいいということになると、これは法律上出て参りますが、そのマークはどの程度か、一つ一つの品物について、東芝とそれから何々電機工業とこつておるという場合に、どの程度ついておれば二つになるかというお話だと思つておるんですが、先ほどのお尋ねの中に二つ問題があると思つておる。一つは東芝の信用を借りて売つておるといふので、東芝のマークをつけさせておるといふ場合、この場合は、

おそらく東芝が自己の商標のついたものを製造販売させるのは、商標からいつてもおかしいわけで、普通商標をつけておれば、それは東芝が販売網を持つて自分の製品として売るわけでございますから、これは普通は、東芝の商標をつけておれば、当然東芝のものとして売られるわけでございます。ところで、そのほかには東芝でない製造者の名前がついておれば、その製造者の名前がついておるだけに、製造者はどこどこだなどというところは消費者はわかるわけですね。そうすると、東芝の製品でないというところがわかる。そうすると、自然流通過程において一つの価格構成ができてしまふ。そこで、その東芝でないという認識がされる程度のものでなければ、二つということとは言えないのではないかと。たとえばNKというのが登録された商標であつて正式の商標であるという場合は、NKがついておつたら、これは商標が二つついておるといふことになりましようし、また逆に、商標は登録してない、しかしはっきりと在原料所なら在原料所製造と書いておれば、これもまた自己のみの商標とは言えないだらうということになるわけでございます。商標ではございません。ほかのついておる名前には製造者の名前なのですけれども、製造者が認識できるだけの名前がはつきり書いてある、そうしてもう一つ東芝とついておつた場合には、自己のみの商標とは認められないということになるのです。

○山本(勝)小委員 そうすると、東芝製造と書いてあれば、確かに東芝が製造したものだといふことを世間に表示しておるのだから、消費者に対してお

れが作ったというふうに言つて、今度税務署には自分じゃないのだということとは筋が通らぬですよ。ただ実際面として、これが実際製造しておる人にとつて利益になるか不利益になるかということはまた別ですよ。しかし、筋からいえば、天下に自分の製造と書いておれば——しかし製造と書かないで、ただ東芝と書いてある。この場合、製造は、世間の人も、それは東芝が作ったと思う人もあるだろうし、実際は東芝が保証しておるのであつて、作つておるのは自分の友達のもの何かがしという町工場でたくさん作つておるのだ。こういうことを知つておる人がたくさんある。しかし、東芝が保証しておるのだから、製造したのではないといふことは知つておるけれども、これは確かでも、もし文句があれば保証人だ。借金でいうと、借り主じゃないけれども、保証人だ。それで一方はMY製造、こう書いておつたら一体どつちを製造といふのですか。

○吉田説明員 商標の性質から申しまして、自己の製造したものに他人の商標をつけるということは、使用権でも設定されてなければ自己の製造したものに他人の商標はつけられないのですから、そういう意味では、商標をつけなければ、普通はその商標をつけたものが製造したというふうに認識されるのは当然でありますから、ただいま申しました保証力を持つておるといふ点は、やはり現実には町工場で作つて、そして東芝というマークをつけて、その町工場が自分の販売網を通じて売るといふわけではなくて、やはり商標をつけて——自分の製品ならば本来信用

力がなくて売れませんか、結局まとめて東芝がそれを買って、そうして東芝の製品として売りさばくわけですか。まことにこれは東芝の製造だという意味であるわけでありまして、商標がついておる、信用力を使っておるという事は、東芝がその製品を販売しておるといふところに製品の信用があるわけですから、いかにマークがついておても、東芝が知りませんというのでは信用にならぬわけでありまして、そういう形が今の商標であるわけでありまして、そういう意味で商標を指示して作らしたということは、東芝自身も販売の責任を持つということでありまして。

○山本勝小委員 いや、それは販売業者は販売業者、メーカーはメーカーなんです。だから「看做ス」というのは、実際のメーカー、本来のメーカーではないけれども、しかしそれが見てもほかのメーカーというのとはつきりしてない、そうすると世間ではそれをメーカーと認めておる、だから販売業者をメーカーとしようというのですが、そうじゃない。メーカーとは書いてないが、一方にメーカーが販売に支障のない程度においてちゃんとマークをつけておる。しかもそのマークの下に何々製造と書いておる。東芝は東芝と書いておる。一方はだれだれ製造と書いておる。それが下請工場の場合には別ですよ。下請工場というのか、直営の下請工場の場合は別ですが、そうじゃない。全く独立しておる場合です。これはそこちよつと疑義がある。それはそれくらいにして、もう一つ聞きましょう。

ぬのですか。製造せしめたものという言葉であります。つまりこのマークをつけよといって製造せしめた、製造を命じた、またはそういうことをしないで、向うで製造したが、そのたぐさん持ってきた中から、なるほどこれは自分の方で保証できる、責任を負えるということ、それじゃこの品物という事で、向うが自分で考えて作った品物に、こちらの製造という言葉をつけなくて、ただマークだけつけて保証して売り出した場合は、どちらがメーカーになるのですか。

○吉国説明員 ただいまのは物品税法の施行規則第十六条にその規定があるわけでありまして。

「押谷小委員長代理退席、小委員長着席」
この十六条の規定は物品税法第六條の二項を受けた規定であります。物品税法第六條の二項に「製造場以外ノ場所ニ於テ販売ノ為ニ化粧品ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ヲ容器ニ充填シ又ハ改裝スルトキハ之ヲ其ノ物品ノ製造下看做ス」という規定があるのであります。これを受けて、施行規則第十六條に、「物品税法第六條第二項ノ物品ハ同項ノ容器充填又ハ改裝アリタル後ニ於テ別表ニ掲グル化粧品、薫物及線香類、嗜好飲料、化粧クリーム、化粧水、化粧下、云々、こういうものに該当する物品とす」ということが書いてございまして、これが改裝ということ、で形を変えまして、この製造だということ、で商標をあとからくっつけた場合は、まさにこれに入るから入らないかは問題があるわけでありまして、むしろ今度の、商標指示があれば、この十六條の規定自体の中に、あとから自己

の商標を付した場合というのが改裝に入るという解釈をすべきじゃないか、あるいは明文でそれを規定すべきではないかというところになると思ひます。

○山本小委員長 委員長席からまことに恐縮けれども、これはしかし「物品ヲ製造セシムルモノ」というのであって、前の化粧品その他という例を引いて書いてありますが、この第三項の一般原則的疑義を生じた場合の解釈として、この第二項をつけておるのではあるまいかと思う。たとえば百貨店なら百貨店の品物というものは、百貨店が自分で製造したと書いてあれば別としまして、そうじゃないに、ただ自分のマークをつけて保証して売った場合に、ほとんど全部ひっかかるのではないかと。ところが、それを今度、あとの方に附則でありましたが、それぞれ製造場の所轄税務署に届ける、そうすると行田で作ったものは行田の税務署、岡山で作ったものは岡山の税務署、しかも先ほどの吉国君の話だった、一つ一つが問題なんだね。極端に言えば一つ一つでもやっておれば、全部その所轄税務署に届け出なければならぬという問題が起ってくるのではないかと。これはきょう結論に達する

というふうなことはできないし、なかなかむずかしいということを頭に置いてもらって検討してもらわないと、あとになって国税庁のいろいろな取扱いでやるといいますけれども、どうですか。百貨店でやる。百貨店というのですから、べらぼうに種類を置いておる。それがごとごとくマークがついておる。そしてそれを百貨店で作っておると思つてゐる人は一人もいない。百貨

店が自分で工場を持って作つておると思う非常識な人間というものは一人もない。これは百貨店の信用で、メーカーはほかにおるということとはみんな予想しておる。しかし、だれが作ったにしても、天下の三越とか高島屋が自分の責任において売っておるのだからということを利用して買つておるわけですから、それを全部メーカーというのをおろぬで、三越をメーカーと認めるということになったら、これは申告は製造工場のあるところの税務署にやるというのですから、とても三越がやるわけにいかない。それぞれの工場のあるところではやらなければならぬことになる。あるいは両方でやるか。百貨店の場合はどういうふうな考えておりますか。

○吉国説明員 百貨店の場合、単に三越のマークが張つてあるというときは、これは問題にならぬと思うのです。商標を指示して自己のみの商標を表示せしめて製造するといふ場合は、その物と商標が一体にならなければいけません。かぬので、あとから張つたというのはいくら問題にならないと思ひますし、それからたとえば三越なんかの場合には、例で申し上げると、ニッカ・ウイスキーというのを表側の包装を三越のマークをつけてキリの箱に入れまして三越ニッカとして売っておりますが、これは三越ニッカの製造場は三越じゃない、つまり三越ニッカの製造場はニッカだから、これははっきりしております。それから、三越特製というやうな場合で、たとえば三越のマークをその物自体に取りつけるという形でやつた製品も若干あるやうであります。この場合にその表示をあらかじめ命じて作らして入れてくる、そして三

越の製品なり商品として売つてゐる場合は、これはやはり三越の製品として見ざるを得ない。この場合は三越は製造者とみなされますから、この物品に關しては、三越が製造者として所轄税務署に申告をするということになるわけでありまして。

○山本小委員長 なかなか何ですね、みなすというのだから、それを今度のはがれる方法といへば、命じたのじゃない。まあ百貨店の場合、おそろく大抵のところのメーカーが作つておるやつを見て、これならこの品物は信用がおけるということで、それをマークをつけてやつておる場合が多いと思ひますが、しかし、とにかく疑義を生ずる。

○吉国説明員 この規定自体は、物品税法は本来非常に古い法律でございまして、その古い法律のスタイルでできてゐるために、規定として非常に読みにくいという点はあるわけでございます。今の仰せの旧六條の四項も、そういう意味で相当補足をしなければならぬ点があるわけでありまして。新しいスタイルのものとしては、今度の徴収法のような規定になれば、もっと細かい規定ができるべきだと思ひます。古いスタイルの法律であるために、かなり大ざっぱな書き方をしているわけでありまして。現在の具体的な扱ひ方は、先ほど御指摘がございましたように、一々具体的ケースに當つて、そしてこういう条項に該当するといふ通知を出してから適用する。「看做ス」とはいつておりますが、その一つの行政的な判断を加えた上で適用していいという、慎重な態度をとるようになりたしております。今度のこの規定に

たしまして、十分に実情を検討した上で、これは実際商標指示という内容であるということを確認した上で、通知を出して適用していくという行き方でいきたいと思っておりますので、その点の疑義のある点は十分に検討した上で、実施をするというつもりであります。

○山本小委員長 きょうはだいぶおそいからこれでおきますけれども、これは非常に疑義がある。実際に助けようと思った人に不利な影響を与えるか与えないかということが問題なんで、それを情があだになって、経済界の結びつきというものは実にあらゆる条件の総合的な結果ですから、親切だと思つてこうやってやったらと思うと、かえって仕事全然はぐれる。安くて仕事をおった方がいい。ところが、安くないが、仕事がなくなつてしまったというのでは、これは大へんなことです。だから、これは少し単純過ぎると思うので、もう少し私も尋ねたいと思うし、一つ主税局の方でも、具体的にどういう場合になるかという案を全部一応用意してからでないと、将来相談して適当にやりますというようなことでこれをやるのは、ちょっと問題ですね。

本日はこの程度にとどめます。次会は来たる十三日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後五時二十三分散会

昭和三十四年三月十七日印刷

昭和三十四年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局